

防府市競輪事業経営改善委員会設置要綱

第1条 防府市競輪事業経営改善委員会（以下「委員会」という。）は、競輪事業の振興に寄与するとともに、事業の健全化を図ることを目的とする。

第2条 委員会は、防府競輪の経営改善に関し方策を検討する。

第3条 委員会は、市関係職員で構成し、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長、副会長、委員は、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 会長は、必要の都度委員会を招集する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第4条 委員会に会長の指示する事項を調査・研究させるため、幹事会を設ける。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある職員をもって充てる。

3 幹事会は、必要に応じ関係者から意見を聴取する。

第5条 委員会の庶務は、競輪局において処理する。

第6条 この要綱に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年2月13日から施行する。

2 防府市競輪運営問題協議会設置要綱（昭和63年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

(委員会)

役 職	職 名
会 長	副市長
副 会 長	文化スポーツ観光交流部長
委 員	総務部長
〃	総合政策部長
〃	土木都市建設部長
〃	総務部次長
〃	総合政策部次長
〃	土木都市建設部次長
〃	文化スポーツ観光交流部次長
〃	競輪局長

別表 2

(幹事会)

役 職	職 名
幹 事 長	競輪局次長
幹 事	財政課長
〃	人事課長